

地震への備え

まず自分の命を守る対策を

千葉県には、大きな地震を引き起こすような活断層の存在は、確認されていません。しかし、地震は、どこでも起こる可能性はあります。実際、活断層の確認されていなかった鳥取県西部でも1999年にM7.3の地震が起きました。

地震は必ず発生し、防ぐことができない災害です。しかし、事前の対策によっては、被害を大きく減らすことができます。

家につぶされない、家具でケガをしない

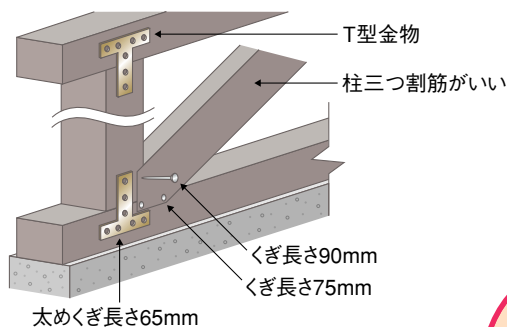
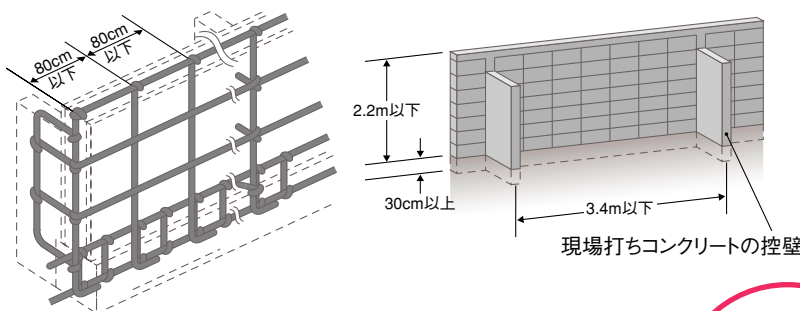
地震に対してどのような対策をとればよいのでしょうか？

阪神・淡路大震災の6000人を超える死者のうち、約8割の方は、建築物の下敷きになって亡くなりました。人の身を守る家が凶器となったのです。また、家具・電気器具や割れたガラスなどで多くの人がケガをしました。

まず、家や家具から命を守ることを考えてください。

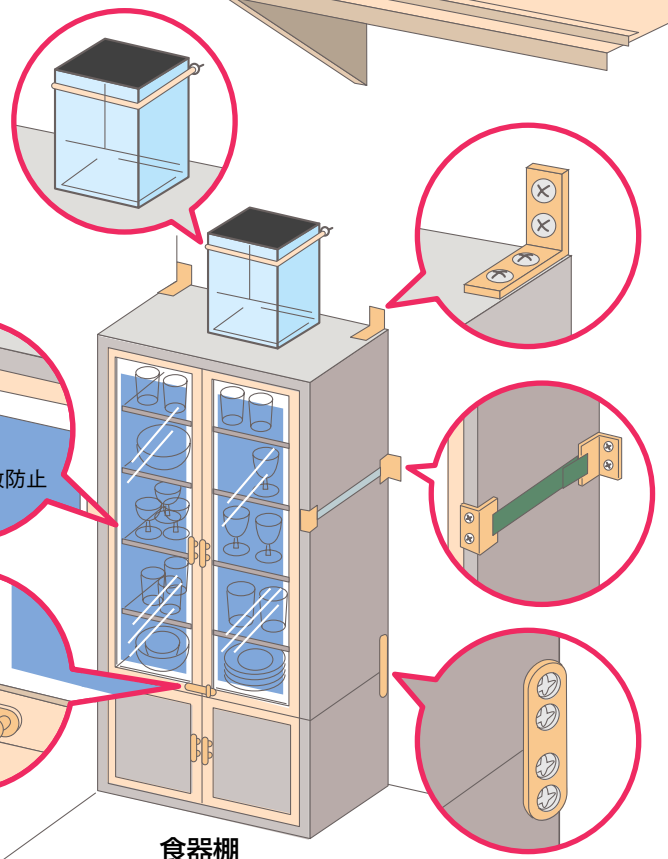
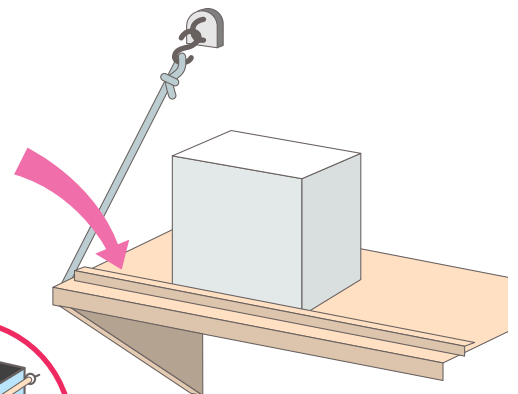
古い家では、家の補強

- ・信頼できる専門家に相談するのが確実です。
- ・壁や筋交いを増やすだけでも、強度が違います。
- ・もしわからないことがありましたら、県または市町村にご相談ください。



家具の転倒防止のための補強

- ・寝る時は、倒れるものの置いてない部屋が安全です。
- ・すぐに外に逃げられる部屋で寝ることもより安全です。
- ・家具類の転倒・落下を防止しましょう。



家の中、オフィスの中の安全地帯



避難訓練



水・食糧の確保

飲料水

(保存の効くもの。1人1日3リットルを目安)

家族3日分の食糧

(冷蔵庫の中身も加えてよい。保存期間に注意)

懐中電灯(電池の予備)

ラジオ

(発電機能のあるもの、または、電池の予備)

その他の非常持ち出し品

(毛布・衣類・ロープ・ろうそく……)



家庭での心構え (イメージトレーニング)

- ・家の近くの市町村指定の避難場所は?
- ・家族への連絡方法は?
- ・避難場所への逃げ道は?

職場・学校での心構え (イメージトレーニング)

- ・職場・学校から徒歩での帰り道を考えておく
(鉄道の運転中止、道路の寸断)
- ・若干の備蓄物資を用意する
- ・正確な情報で適切な行動

建築物の地震に対する強さの基準(耐震基準)は、建築基準法によって定められております。この耐震基準は、過去の大地震(福井地震、新潟地震、十勝沖地震、宮城県沖地震など)により見直され、地震に対してより安全な基準となってきました。

阪神・淡路大震災では、昭和56年の耐震基準で建てられていた建築物とそれ以前の基準で建てられていた建築物との間

で被害に大きな差ができました。さらに、平成7年には、阪神・淡路大震災を契機に、一定の大きさの建物に対して耐震診断と耐震改修の努力義務を課した、耐震改修促進法が施行されました。

一般の家でも、昭和56年以前に建てられた家については、自分の命を守るためにも、ぜひ耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修し、自分の家につぶされない対策をとっていただきたいと思います。

マメ知識



阪神・淡路大震災の死因は、圧死が80~85%

1995年の阪神・淡路大震災の死者約6000人のうち、約5000人は、家やビルなどの建物の下敷きになって亡くなりました。耐震基準は建築基準法によって定められています。同法は1950年につくられ、59年、71年、81年に施行令が

計3回改正され、徐々に家屋の耐震基準は強められてきました。81年の改正以後は、阪神・淡路大震災クラスの地震で人間が助かるような強度とされており、この新耐震基準を満たしている建物ならば、震度5弱でも損傷がなく、震度7でも人が圧死するような倒れ方はしないといわれています。